

## シャーロット日本語補習学校規約

### 第1条 運営の趣旨

本校は、シャーロット日本人会の付属機関として、同会会員子女を対象に、日米文化・社会のよき理解者となり、また両国の架け橋となる国際性豊かな且つ、独立心・協調性に溢れた、誇りある創造的日本人を育むことをその目的とする。

### 第2条 名称及び所在

本校は、シャーロット日本語補習学校（以下補習校という）と称し、英文名は『The Japanese Language School in Charlotte』とし、E. E. Waddell Language Academy 内に設置する。

### 第3条 本校の事業

本校は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 日本の教育制度に準じた、日本語を主体とした教育を実施し、同子女等の日本語能力の維持向上を図るとともに、日本文化と本邦学校での活動を理解させる教育を実施する。
- 2) 目的達成のため、米国現地教育との関係、海外補習校での教育の在り方、及びその実施対応につき最適化を図る。
- 3) 本校の運営に必要な財政の確立及び運用。
- 4) 趣旨達成のために必要な地域社会との交流および貢献。
- 5) その他。

### 第4条 管理運営

- 1) 本校の管理運営は、日本人会選任役員及び保護者代表役員で構成されるシャーロット日本語補習学校運営委員会（以下運営委員会という）がこれにあたる。
- 2) 運営については、シャーロット日本語補習学校細則（以下補習校細則という）により別に定める。

### 第5条 運営委員

- 1) 運営委員の内下記5名は、日本人理事会により選任される。

運営委員長	1名	} 計 5名
副運営委員長	1名	
事務局長	1名	
行事部長	1名	
財務局長	1名	

- 2) 校長は運営委員を兼務する。
- 3) 他の運営委員は、補習校細則に則り保護者より選任される。

## 第6条 教職員

- 1) 校長は、日本国政府よりの派遣教員又はこれに準ずる者がこの任に当たる。但し、校長が長期不在の場合は、運営委員にて代行を選任する。
- 2) 他の一般教職員は、運営委員会により採用・免職される。

## 第7条 学級の設置

- 1) 当補習校には、本邦就学学齢に相当した幼稚部、小学部、中学部、高等部を設置する。
- 2) 上記の他に、教育効果向上や地域社会貢献のための特別クラスを設ける事が出来る。

## 第8条 入学資格及び入学許可

- 1) 入学資格は、日本人会会員の子で本人・保護者が本校の運営主旨に賛同した者とする。  
(備考：日本人会への入会金、年会費が必要である。)
- 2) 入学許可は運営委員会が行う。入学者は、特別クラスを除き、原則として本邦就学学齢に相当した学年に入学し、それに応じた日本語力を有すること。
- 3) 在校生に準ずる条件で、聴講生を受け入れることが出来る。

## 第9条 会計

本校の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 1) 新年度予算は運営委員会において起案し、日本人会理事会において承認を得るものとする。
- 2) 運営委員会は年度末決算を日本人会理事会に報告し、承認を得るものとする。

## 付則

この規約の改訂は、必要に応じて運営委員会で起案し、日本人会理事会の承認を得るものとする。

1980年 8月制定同年 9月施行  
1992年 12月改定翌年 1月施行  
1999年 2月改定同年 4月施行  
2002年 1月改定同年 4月施行  
2003年 1月改定同年 4月施行  
2011年 8月改定同年 8月試行